

経済常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

認定第 1 号 平成 28 年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定について

本件のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

認定第 10 号 平成 28 年度岩国市観光施設運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 11 号 平成 28 年度錦帯橋管理特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 12 号 平成 28 年度岩国市市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

以上 3 件は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第 77 号 平成 29 年度岩国市一般会計補正予算（第 1 号）

本議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 84 号 平成 29 年度岩国市市場事業特別会計補正予算（第 1 号）

本議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について御報告いたします。

認定第 11 号 平成 28 年度錦帯橋管理特別会計歳入歳出決算の認定についての審査におきまして、（仮称）錦帯橋資料館整備事業に関し、委員中から、「本年 3 月の経済常任委員会においても基本設計業務の繰り越しについて議論があったが、現在の進捗状況はどのようなになっているのか」との質疑があり、当局から、「本年 8 月末の完了を目途に基本設計業務を実施していたが、当初の建設予定地の中央フード銀座店跡地に加え、その隣地を含めた一体的な整備とすることに変更したことにより、建築基準法や道路法などの関係

法令の整理に時間を要したこと、また、施設内の展示に係る各種調整にも時間を要したことなどから、業務の完了時期は、11月末になる見込みである」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「整備に当たっては、本資料館を起点とした観光のグランドデザインを明確にすべきであるが、錦帯橋周辺の観光を含めたコンセプトについて、どのように考えているのか」との質疑があり、当局から、「本資料館の整備に係るコンセプトとしては、錦帯橋の情報を展示・解説するビジターセンターとしての機能を充実させること、資料の収集・保存・活用を図るアーカイブ機能を充実させること、城下町全体のにぎわいを創出するための核となる施設であること、伝統的木造技術及び城下町としての景観に配慮したデザインであること、利用者に配慮した資料館であること、の5点を掲げた上で設計業務を発注し、受注者とこれまでも協議を重ねている。

特に、まちなぎわいを生む施設が建設予定地に以前あったことに鑑み、当該施設が建設されることにより、一定のにぎわいを創出することができるようにすることや、本資料館を起点として、錦帯橋までの一体的な観光客の動線確保にも寄与するものとなるように考えている」との答弁がありました。

続いて、錦帯橋伝統技術支援補助金に関し、委員中から、「当該補助金は、錦帯橋のかけかえ工事に携わる技術指導者を養成することを目的としたものとのことだが、先日の報道によれば、平成26年3月策定の「錦帯橋みらい計画（基本計画）」で示された20年サイクルでのかけかえの方針を見直すとのことである。どのような経緯で方針の転換に至ったのか」との質疑があり、当局から、「現在の錦帯橋は、「平成の架替」から約13年が経過しているが、かけかえ以後5年ごとに実施している健全度調査結果からも、通常の修繕は必要であるものの、おおむね健全な状態にあることや、錦帯橋の世界遺産登録を推進する立場からも、どのように保存や管理をしていくかということが重要な項目であること、並びに、現在の錦

帯橋基金残高が12億4,000万円程度である一方、かけかえ経費の高騰が予想されることなどから、平成33年度から予定されていた20年サイクルでのかけかえについては見直すこととしたものである」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「世界遺産の登録に当たっては、技術の伝承という観点もあったように思われる。今回、20年サイクルでのかけかえを見直すことにより、かけかえ時期が定まらないこととなるが、世界遺産登録への影響はないのか」との質疑があり、当局から、「河川上での架橋作業を行う従来の手法であれば、短期間で技術の伝承を行わなければならないことから、陸上で仮組みを行うなど、より効果的な技術伝承方法を考えてまいりたい。

錦帯橋を未来に引き継ぐために、次回のかげかえの持つ重要性は十分認識していることから、今回、見直しをするに当たり、世界遺産登録への影響も考慮し、より慎重に対応してまいりたい」との答弁がありました。

本件については、慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第77号 平成29年度岩国市一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会所管分の審査におきまして、地域ブランド推進関係費に関し、委員中から、地域ブランドに対する基本的な考え方及び具体的な選定品目について質疑があり、当局から、「シティプロモーション及び特産品のブランド化を進める上での指針として、関係団体や学識経験者等で組織する検討委員会での協議を経て、本年3月に「岩国市ブランド推進基本方針」を策定した。

その中において、「岩国市といえはコレ」といえる産品資源を「ブランディング資源」として位置づけ、岩国寿司、岩国れんこん、岸根ぐり、こんにやく、地酒、高森牛、天然鮎、由宇とまと、わさびを選定したものである」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「地域ブランドにおける好事例として、本市内の商店街の飲食店でも取り扱っている「淡路島カレー」

が挙げられるが、この商品は、淡路島がたまねぎの産地であることを生かして、淡路島産のたまねぎを必ず使用すること及び、淡路島での研修を受けてレシピどおりにつくることを条件に、そのブランド名を使用することができる仕組みとしている。

地元関係者にも恩恵があるだけでなく、ブランドの確立にも大きく貢献していると聞いており、本市においても、このような視点が必要なのではないかととの質疑があり、当局から、「このたびの補正予算には、本市の特産品を市場へ流通させるなどの過程において必要となる専門知識を持った人材を招聘するための経費を計上している。今後とも、商品の高付加価値化や販路拡大、推進体制の確立に取り組んでいきたい」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「内部のみならず、外部の力をかりることも重要であるが、淡路島の事例のように、市としての方針をしっかりと委託先に理解していただいた上で、事業を展開してもらいたい」との意見がありました。

本議案のうち、当委員会所管分については、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、経済常任委員会の審査報告を終わります。